

奈良県告示第三百四十三号

奈良県営住宅条例（昭和三十九年四月奈良県条例第二号）第五十条第四項の規定により、小泉県営住宅、天理県営住宅、橿原県営住宅、坊城県営住宅及び纏向県営住宅並びにそれらの共同施設並びに西小泉県営住宅、南和県営住宅、秋津県営住宅及び吉野県営住宅の駐車場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十六年十二月十九日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役
岡本 潮

二 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで